

2015年第1回定例会・反対討論・第1稿（3・19）

20番、日本共産党の斉藤由美子です。

日本共産党を代表して、各委員長報告に対して反対討論を行います。

最初に、議第1号・平成27年度大分市一般会計予算についてです。

新年度当初予算は骨格予算でもあり、前年度より128億円、7.6%の減となっています。そのうち、歳入の市税収入は、前年度より約26億5千万円減の732億6千万円です。4月に市長選挙がおこなわれることから、人件費、扶助費、公債費など、義務的経費や継続事業、年度当初から実施する必要のある事業を中心に歳出を編成した影響と思われます。6月補正予算を組んだ際、大型事業などの推進で市債発行増など、市財政に新たな負担をまねかないか、懸念されます。

次に、歳出についてです。まず、大企業優遇、大型事業についてです。

第7款商工費・1項商工費・2目商工業振興費に、企業立地促進助成金2億2145万2千円が計上されています。地域経済の浮揚や雇用、税収の確保に有効としていますが、財政力のある大企業に助成する必要はないと考えます。また、依然として中小企業、零細業者が利用できるものではありません。厳しい経済状況の中で懸命に努力をされている中小企業、零細業者、また農業経営者が利用できる制度に改めることこそ重要と考えます。少なくとも、大企業への助成金については、基準を厳しくすべきです。

第8款土木費4項都市計画費に、6目横尾公共団体区画整理事業費1億4362万7千円が計上されています。幹線道路にアクセスせず、メリットも少なく、公共の福祉の増進という本来の趣旨とはかけ離れ、一部の人のためという指摘もある事業は、凍結し見直しをすべきです。

7目大分駅南公共団体区画整理事業費に、3億4580万円が計上されて

います。庄の原佐野線などの幹線道路見直しを求める住民の要求にこたえていないことなど、住民の十分な納得と合意が得られていないこうした事業は、見直しや縮小をすべきであり、まちづくりの手法からも受け入れがたいものです。

次に、行財政改革などにかかわる問題です。

家庭ごみの有料化で市民に負担を課し得られる利益に1億9500万円、学校主事業務の見直しで1500万円などが計上されていますが、これらの行政改革は、市民生活への負担増、市民サービスの低下につながるものです。また市民負担を強いながら「廃棄物処理施設整備基金」に7500万円もの積立をおこなうことも許せません。

総人件費の抑制で2億7300万円が計上されています。職員給与の抑制は、民間給与に影響を与え、さらなる賃金低下の悪循環を引き起こす可能性があります。また地域経済との関係で、商店や中小企業の収益悪化への影響も懸念されます。さらに市職員の生活を直撃し、生活維持に不安をもたらします。このような問題のある給与の減額は許されません。

これと同じ理由で、議第48号・大分市給与に関する条例の一部改正について、議第50号・大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正に反対します。

このほかに行財政改革にかかわって、第1款議会費・1項議会費の旅費には、議会出席時の費用弁償や海外視察費などが含まれています。議員が議会に出ることは本来の任務であり、「日当」は必要ないと考えます。また海外視察についても凍結すべきです。第2款総務費・1項総務管理費9目東京事務所費に1435万2千円が計上されていますが、ほとんどが事務所借上げの費用であり、費用対効果からすれば、配置の必要はないと考えます。

同じく第2款総務費・1項総務管理費・17目財政調整基金費に、財政調整基金と減債基金の積み立てで8370万2千円、18目市有財産整備基金費に1415万3千円が計上されています。利息分を法的に繰り入れることは承知していますが、ため込みに反対する基本的立場から、基金の積み立てに反対します。

消費税の増税による使用料・手数料の負担増などが計上されています。昨年4月に8%に増税され、個人消費や住宅建設が大幅に落ち込んだ後も、景気の低迷は続いています。また低所得者ほど重い負担割合となっています。消費税増税による手数料・利用料など、市民の負担増は許せません。

これと同じ理由で、議第5号・平成27年度大分市公設地方卸売市場事業特別会計予算、議第7号・平成27年度大分市農業集落排水事業特別会計予算、議第11号・平成27年度大分市水道事業会計予算、議第12号・平成27年度大分市公共下水道事業会計予算に反対します。

次に、平和、安全、民主主義にかかわる問題です。

第2款総務費・1項総務管理費・10目電子計算費に、社会保障・税番号制度対応システム構築業務委託料2億3163万5千円が計上されています。いわゆるマイナンバー制度は、日本で暮らすすべての人に番号をつけ、国民の個人情報を一元的に把握することを可能とし、社会保障の締め付けと税・保険料の徴収強化につながるものであり、許されるものではありません。また、国民にさしたるメリットもない一方で、プライバシー侵害の危険が格段に強いと言われており、個人情報やプライバシーの保護については、実効性ある対策が何もない欠陥法です。さらに施行3年後をめどに、民間への情報提供も狙われています。情報漏えいや犯罪が際限なく広がる危険性を抱えており、この点でも深刻な矛盾を引き起こすことが懸念されます。

つぎに、自衛隊にかかわる予算で、第2款総務費1項総務管理費19目諸費に自衛官募集事務費13万円が計上されています。自衛隊がアメリカ軍の一翼を担うという性格を強めていることなどを含め、憲法の平和条項にかかわる基本的立場から反対します。

さらに、同和対策事業では、第10款教育費・5項社会教育費・4目公民館費には、役割を終えた社会教育指導員設置費1948万8千円などが計上されています。同和対策事業は、人件費を含めると総額3億4440万円となります。2002年・平成14年3月31日をもって33年間にわたる国の同和対策事業は終了し、すでに13年近くたっています。本来、差別は、部落差別だけに限らず、憲法を基本にした、あらゆる差別の撤廃を基本にすべきと考えます。心の問題などを理由に、逆差別につながる施策をいまだに各款に予算計上していることは問題であり、直ちに廃止すべきです。

以上、歳出で反対したものにかかわる歳入、債務負担行為などについても反対します。

以上の理由から、議第1号・平成27年度大分市一般会計予算に反対いたします。

つぎに、議第2号・平成27年度大分市国民健康保険特別会計予算についてです。新年度予算では、国民健康保険税の最高限度額を引き上げることを見込んだ負担増が計上されています。目的税においては、その受益との関係で、受益の程度とかけ離れた応能負担は課せられないようにすべきです。国保事業において、国の負担はどんどん削減しながら、被保険者に負担をふやすやり方は許されません。また、国に追随したこうした姿勢も問題です。

よって、議第2号に反対します。

つぎに、議第9号・平成27年度大分市介護保険特別会計予算、議第28号・大分市介護保険条例の一部改正についてです。第6期の介護保険料の見直しがおこなわれ、標準額を5452円から5994円に、9・9%引き上げようとするものです。いまでも重い負担のために、苦しい生活を余儀なくされている被保険者の負担をふやすものであり、到底認められるものではありません。よって議第9号および議第28号に反対します。

つぎに、議第29号・大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議第30号・大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議第32号・大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議第33号・大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてです。

これらの条例改定案は、人員配置基準など運営に関する規制緩和などが含まれており、介護の質の後退、職員の業務負担の増大につながる恐れがあります。低介護報酬に対応させた「効率化」の方向ではなく、体制そのものの強化とそれにふさわしい介護報酬の引き上げが不可欠であると考えます。夜間の看護・介護体制の確保・強化、介護報酬の引き上げ・改善、区分支給限度額の見直しなど、従来から指摘されてきた問題点の解決こそが必要であり、現行水準からの後退・低下をもたらす規制緩和は認められません。

以上の理由から、議第29号、30号、32号、33号に反対します。

なお議第9号、28号、29号、30号、32号、33号と同じ理由から、請願第2号・介護保険制度の改善を求める意見書提出方について、請願第3号・介護保険制度の改悪を許さず、介護保険制度の改善を求める請願について不採択に反対します。

つぎに、議第18号・大分市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、議第19号・大分市常勤特別職の給与に関する条例等の一部改正等についてです。

改訂された地方教育行政法は、教育行政の責任の明確化と称して、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものです。これでは、教育委員会を首長任命の教育長の支配化に置き、教育行政への首長の介入に道を開くことになりかねません。また、教育政策の方針となる「大綱」は首長が決定するとしていますが、「大綱」に、学校統廃合の促進や愛国心教育を推進することなど、教育委員会の権限に属することまで盛り込むことが可能となります。

そもそも教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるものです。憲法に基づき、自由や自主性は不可欠であり、戦前の教訓も踏まえ、政治権力による教育内容への介入・支配を許すことがあってはなりません。

教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものであり、断じて容認することはできません。

以上の理由から、議第18号、議第19号に反対します。

つぎに、議第25号・大分市における保育の実施に関する条例の廃止についてです。子ども・子育て支援新制度は、保育に対する国・自治体の責任を後退させ、子どもの保育に格差を持ち込み、営利企業の参入を促し「待機児童解消」を図るというものです。しかし、新制度のこうしたやり方で待機児童の解消は達成できません。新制度では、保育の収入を株主配当に回せる仕組みや保育士資格を持たない職員だけでも保育ができる施設ができ、わずかな研修だけで保育を行う「子育て支援員」も導入されます。新制度の財源は、消費税増税分とされ、増税しないと保育も拡充しない最悪の選択肢を子育て世代に迫るものです。保育の営利化・産業化の促進は、保育の質を下げ、子どもの安心・安全な保育環境を壊します。

以上の理由から、議第25号反対します。

つぎに、議第39号・大分市立中学校設置条例の一部改正についてです。新しい施設一体型小中一貫校の建設のため、碩田中学校の位置を変更しようとするものです。碩田中学校区は、大分駅周辺の開発も手伝い、今後も児童生徒の増加が見込まれる校区です。大分市の今後の予想推移を踏まえても、この統合で大分市が言う適正標準規模を上回り、大規模校となることも考えられます。また、児童生徒の通学上の安全性、小学校ごとに形成されてきた地域づくり、災害時の対策などについて多くの疑問や要望が山積みされたままとなっています。さらに、小中一貫校は、特別なカリキュラムのもと、小学校高学年から教科担任制となり、クラスのまとまりができにくい、小学校から定期テストが導入され、早い段階から子どもたちが競争にさらされるな

ど、多くの悪影響も指摘されています。新校舎建設にあたっては、保護者からも懸念の声が上がっており、このような強硬な学校統廃合は許されるべきではありません。また、教育費削減のために、学校統廃合を行うことも許されるべきではなく、新たな小中一貫校建設のために、中学校の位置を変更することは認められません。

以上の理由から、議第39号に反対します。

つぎに、請願・陳情についてです。

まず、平成25年請願第2号・オスプレイの普天間基地への配備撤回を求める意見書提出方について、委員長報告は不採択です。

国民・市民の安全を守るため、墜落事故を繰り返しているオスプレイの配備撤回を求める請願です。配備されたオスプレイは昼夜を問わず、「訓練」と称し、沖縄と日本全土において人口密集地での飛行や低空飛行などを行っています。数日前にも、部品の落下事故が起こったことが報道されました。沖縄県民や国民・市民の平和と安全を願う請願を不採択にすることは許せません。よって、平成25年請願第2号の不採択に反対します。

つぎに、陳情第1号・大分市公共施設（体育施設）予約システムに関する陳情について、委員長報告は不採択です。体育施設の予約において、所属人数の多い団体の方が予約をする際に有利となる現行の予約システムの見直しを求める陳情です。体育施設の利用にあたっては、予約の段階で予約人数による不公平が生じることのないよう調査研究する必要性も考えられることから、一回の審査で不採択にすることは認められません。よって陳情第1号の不採択に反対します。

つぎに、陳情第2号・碩田中学校区の新設校に給食調理場の設置（自校方式給食）を求める陳情についてです。委員長報告は不採択です。

大分市学校給食基本方針には、小学校を自校方式の給食とすることが明記されています。ところが、新設校には給食調理場がなく、センター方式となっていることから、陳情者は、食育の重要性、災害時の対応などからも、自校方式を求めているものです。教育委員会事務局は、設計・建設上の面積の問題などから「総合的に勘案してセンター方式にした」としています。しかし新設校の設計において、他の階でも設置可能な教室や設備もあり、校舎の階数を増やすなどすれば、調理場の設置は不可能ではないと考えます。地域の方々からすれば、「3小学校の統合を泣く泣く認めたのに、給食のことまで切り捨てられる」という思いではないでしょうか。

新設校のセンター給食化は、佐賀関・野津原の合併の際、大分市学校給食基本方針とは異なり、両地区の小学校をセンター方式のまま継続したことと同様に、基本方針の原則はずしです。今後、これを理由に、小学校の自校方式がなし崩し的にすすめられることも危惧されます。

大分市学校給食基本方針を基本に、保護者の食に対するこだわりを真摯に受けとめ、陳情者の意見を採択すべきであり、小学校の自校方式を存続すべきと考えます。以上の理由から、陳情第2号の不採択に反対します。

最後になりましたが、今月末をもって退職される職員の皆さまに、日本共産党市議団を代表して、お礼のご挨拶を申し上げます。

長年にわたり市民サービスと市政執行に携わってこられた皆さまに敬意を表します。退職後の御健勝と御多幸をお祈りいたします。同時に、市民の安

全、健康及び福祉を保持するという地方自治の精神を今後も発揮され、市政に携わってこられた経験と知識を存分に活かして下さいませよう期待しております。

以上で、討論を終わります。